

令和3年

第 3 回 三戸町農業委員会総会議事録

令和3年3月10日(水) 開催
於 三戸町役場4階会議室

三戸町農業委員会

1. 開催日時 令和3年3月10日(水) 午後2時0分 から 午後2時20分

2. 開催場所 三戸町役場4階会議室

3. 出席委員 10名

会長 14番 梅田 晃
会長職務代理者 13番 新田 豊
委員 番
委員 番
委員 3番 佐々木 俊一
委員 4番 沼邊 義雄
委員 5番 神谷 陽一
委員 6番 中澤 隆浩
委員 7番 上野 敏昭
委員 番
委員 9番 照井 秀美
委員 10番 山下 正一
委員 番
委員 12番 一ノ渡 重義

4. 欠席委員 4名

委員 1番 野中 京子
委員 2番 松本 誠子
委員 8番 老久保まゆみ
委員 11番 戸花 進

5. 現地調査報告 2名

推進委員 21 山端 巧
推進委員 23 大村 彰
推進委員

6. 議事日程

第1 会議録署名者の指名について
第2 会期の決定について
第3 議案第7号 非農地等証明に関わる農業委員会の認定について
第4 議案第8号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
第5 議案第9号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

7. 農業委員会事務局職員

事務局指導監 齋藤 優
次長 松澤 俊彰
主幹 平谷 賢一

8. 議事録署名委員

委員 3番 佐々木 俊一
委員 4番 沼邊 義雄

9. 会議の概要

議長
(梅田会長)

始礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

はじめに農業委員会憲章を唱和いたします。
7番上野委員から願います。

【全員で農業委員会憲章を唱和する。】

議長

ご着席願います。
只今の出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、只今から令和3年第3回三戸町農業委員会総会を開会いたします。

日程第1 会議録署名者の指名を行います。
会議録署名者の指名は、三戸町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、本職より指名いたします。
3番佐々木俊一委員、4番沼邊委員のご両名にお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。
本総会の会期は、本日、1日としたいと存じます。
これにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本日の会議は、1日限りとすることに決定いたします。

議長

日程第3 議案7号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主幹

【議案第7号を議案書をもとに朗読】

次長

議案第7号について補足説明いたします。

申請の土地は、昭和52年に相続した時から法面となっている場所で、当時から原野状態であり、航空写真で確認しても、相続時にはすでに原野化していたことが確認できております。

このことから、相続を受けた時点で既に原野化しており、非農地の基準である「肥培管理を廃し、相当期間を経過したもので、農地として利用することが困難である土地」と判断されるものであります。

議長

非農地証明に係る現地調査について、大村推進委員から報告をお願いします。

大村 推進委員	<p>現地調査について報告いたします。</p> <p>3月1日、午前9時分から、私と山端推進委員、竹原推進委員、および事務局とで、申請者立ち会いの下、現地調査を行いました。</p> <p>番号2は、相続した時から原野となっており、正しい地目に変更したいと申請したとのことです。</p> <p>申請地は宅地や原野に囲まれているため、周囲の農地への影響は無く、問題無いものと見て参りました。</p> <p>以上、簡単ではありますが報告いたします</p>
議長	<p>ご苦労さまでした。 それでは、質疑を行います。 何かご質問、ご意見ございませんか。 発言のある方は挙手願います。</p>
議長	<p>【無しの声多数】</p> <p>質疑を終結いたします。 これより議案第7号を採決いたします。 本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
議長	<p>【異議なしの声多数】</p> <p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり認定することに決定いたします。</p>
議長	<p>日程第4 議案8号を議題とします。 事務局より説明願います。</p>
事務局主幹	<p>【議案第8号を議案書をもとに朗読】</p>
次長	<p>補足説明いたします。</p> <p>はじめに番号4についてですが、申請者から実際に管理をしていた譲り受け人へ農地を贈与したく申請したものです。 以前から申請地を含めて農業を営んでいる者への権利移転であり許可基準に問題は無いものです。</p> <p>次に、番号5は、親から子へ農地を贈与するものです。 同一世帯であり、以前から農業を営んでいる者への権利移転であり許可基準に問題は無いものです。</p>
議長	<p>農地法第3条の許可申請に係る現地調査について、中澤農業委員から報告をお願いします。</p>

中澤
農業委員

現地調査について報告いたします。

3月1日、午前10時から、私と藤澤推進委員および事務局とで、申請者立ち会いの下、現地調査を行いました。

番号4についてですが、申請者から管理任されていた甥の譲受人に、農地を贈与するため申請したとのことでした。

申請地は畔や段差があり、境界もはっきりとしているため、問題無いものと見て参りました。

以上、簡単ではありますが報告いたします

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第5号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり認定することに決定いたします。

議長

日程第5 議案9号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主幹

【議案第9号を議案書をもとに朗読】

次長

議案第9号について補足説明いたします。

本案件に掲げる土地は、令和2年度の農地パトロールで非農地判断した土地です。
中山間直接支払事業や土地改良区など関連する事業・団体での確認、及び人・農地プラン座談会でも精査していただいたもので、農林水産省の制定した「農地法の運用について」第4にあります、農地パトロールで遊休農地とされ、かつ農地として復元するのが著しく困難な場合、復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当することから、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものでございます。

今後は、所有者に非農地通知と地目変更登記の依頼を送付するとともに、関係各所に非農地通知を出した旨を報告し、農地台帳から削除することとなります。

議長

それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長 質疑を終結いたします。
これより議案第9号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

議長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

議長 これをもちまして、令和3年第3回三戸町農業委員会総会を閉会いたします。
終礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

終了 午後2時20分

議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名押印する。

令和3年3月10日(水)

議長 梅田 晃
会長 14 番 ㊟

会議録署名者 佐々木 俊一
委員 3 番 ㊟

会議録署名者 沼邊 義雄
委員 4 番 ㊟
